

特定施設の届出に対する知事の見解について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による知事の見解を次のとおり公表する。

令和6年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者

名 称 （仮称）イオン三条上須頃

所在地 三条市上須頃5001番4 外29筆

設置者 イオンリテール株式会社

2 意見の概要

県の見解を有しない。

3 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（三条市経済部商工課、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、加茂市商工観光課、見附市地域経済課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、魚沼市経済産業部商工課及び阿賀町まちづくり観光課でも閲覧可能）

4 縦覧期間

令和6年9月10日から令和6年10月10日まで